

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	岐南町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ginan.lg.jp/docs/2017011600028

執行機関名 岐南町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岐南町条例第33号)別表第1第1の項 岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条、3条	岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この条例は、子ども、重度心身障がい者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部の助成(以下「福祉医療費助成」という。)をすることにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	岐南町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年岐南町条例第33号)第2条第1号、第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--